	大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまで
	門川インターチェンジから清武ジャンクションまで
	末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまで
㉑　高速自動車国道関西国際空港線	泉佐野ジャンクションからりんくうインターチェンジまで
㉒　高速自動車国道関門自動車道	下関インターチェンジから門司インターチェンジまで
㉓　高速自動車国道沖縄自動車道	許田インターチェンジから那覇インターチェンジまで
㉔　一般国道１号（京滋バイパス）	大津市から京都府久世郡久御山町まで
㉕　一般国道１号（第二京阪道路）	京都市から門真市まで
㉖　一般国道２号（第二神明道路）	神戸市から明石市まで
	神戸市垂水区から同市西区まで
㉗　一般国道２号（広島岩国道路）	廿日市市から大竹市まで
㉘　一般国道３号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））	八代市東片町から同市日奈久下西町まで
㉙　一般国道３号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））	いちき串木野市から鹿児島市まで
㉚　一般国道９号（安来道路）	米子市から松江市東出雲町まで
㉛　一般国道９号（江津道路）	江津市から浜田市まで
㉜　一般国道10号（椎田道路）	福岡県京都郡みやこ町から福岡県築上郡築上町まで
㉝　一般国道10号（宇佐別府道路）	宇佐市から大分県速見郡日出町まで
㉞　一般国道10号（日出バイパス）	大分県速見郡日出町南畑から同町藤原まで
㉟　一般国道10号（延岡南道路）	延岡市から宮崎県東臼杵郡門川町まで
㊱　一般国道10号（隼人道路）	霧島市から姶良市まで
㊲　一般国道11号（高松東道路）	さぬき市から香川県木田郡三木町まで
㊳　一般国道24号（京奈和自動車道（京奈道路））	城陽市から木津川市まで
㊴　一般国道34号（長崎バイパス）	諫早市から長崎市まで
	長崎市川平町から同市西山まで
㊵　一般国道42号（湯浅御坊道路）	御坊市から和歌山県有田郡有田川町まで
㊶　一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））	今治市から西条市まで
㊷　一般国道478号（京滋バイパス）	京都府久世郡久御山町森から同町北川顔まで
㊸　一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町から同府乙訓郡大山崎町まで
㊹　一般国道481号（関西国際空港連絡橋）	泉佐野市泉州空港北から同市りんくう往来北まで
㊺　一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	武雄市から佐世保市まで
㊻　一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	佐世保市矢岳町から同市大塔町まで

［２］　料金の額

⑴　料金の額

①　［１］中⑴から㉓までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

㈠　対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）以外の区間とする。

㈡　料金の額

イ）　利用距離に対して課する可変額部分

Ａ　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

区間／車種	普通区間	大都市近郊区間	関門特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。